

那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙  
のように制定する。

令和7年11月27日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

那覇市中央消防署の名称を那覇市北消防署に改めるため、この案を提出する。

## 那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例(昭和47年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

### 付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### [改正前 別記]

別表(第4条関係)

名称	位置	管轄区域
那覇市中央消防署	[略]	
[略]		

#### [改正後 別記]

別表(第4条関係)

名称	位置	管轄区域
那覇市北消防署	[略]	
[略]		